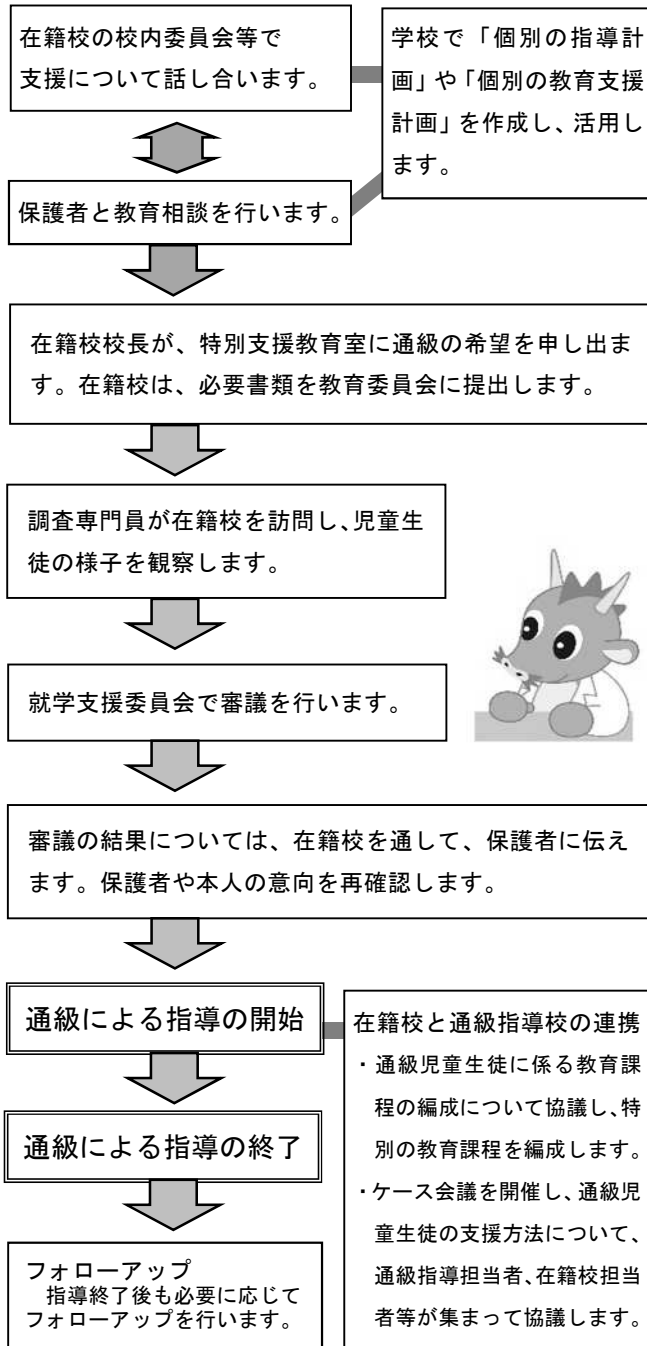


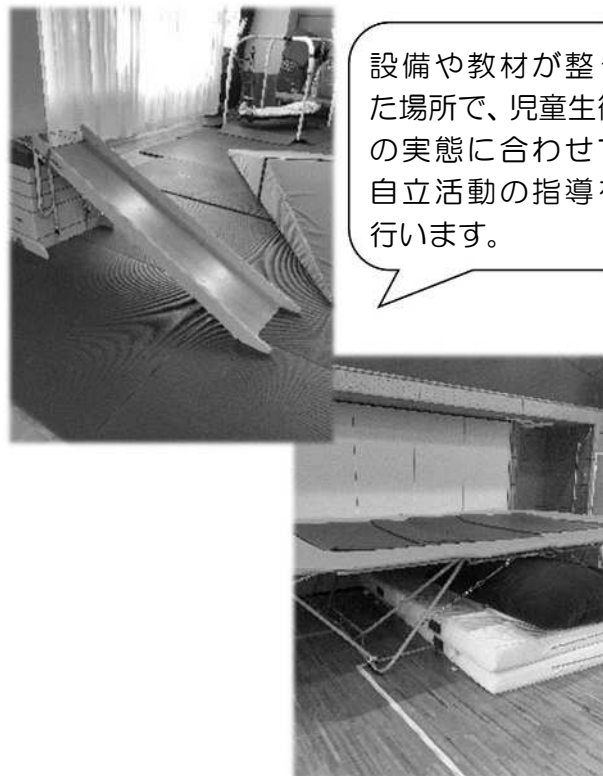
通級による指導の申し込み・指導開始・終了の流れ



さいたま市の「からだの教室」

さいたま市の「からだの教室」は、さいたま市立さくら草特別支援学校に1教室が設置されています。

からだの教室では、特別支援学校の教員が通級指導教室の担当者として、専門的な立場から、児童生徒の実態に合わせて指導を行います。



設備や教材が整った場所で、児童生徒の実態に合わせて自立活動の指導を行います。

さいたま市立さくら草特別支援学校

住所：さいたま市緑区三室636-80

電話：048-712-0395

令和7年度版



さいたま市

小・中学校肢体不自由通級指導教室

からだの教室



さいたま市では、「からだの教室」で、肢体不自由の児童生徒に対し、運動・動作の状態や感覚・認知機能の改善・向上を図るための指導を行っています。

問い合わせ

さいたま市教育委員会事務局学校教育部

特別支援教育室

所在地：さいたま市浦和区常盤6-4-4

Tel:048-829-1667 Fax:048-829-1990

「からだの教室」とは

さいたま市では、小・中学校肢体不自由通級指導教室を「からだの教室」と呼んでいます。

「からだの教室」は、通常の学級での学習におおむね参加でき、肢体不自由により、一部特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、よりよい学校生活を送れるように支援をしていくために設置された教室です。

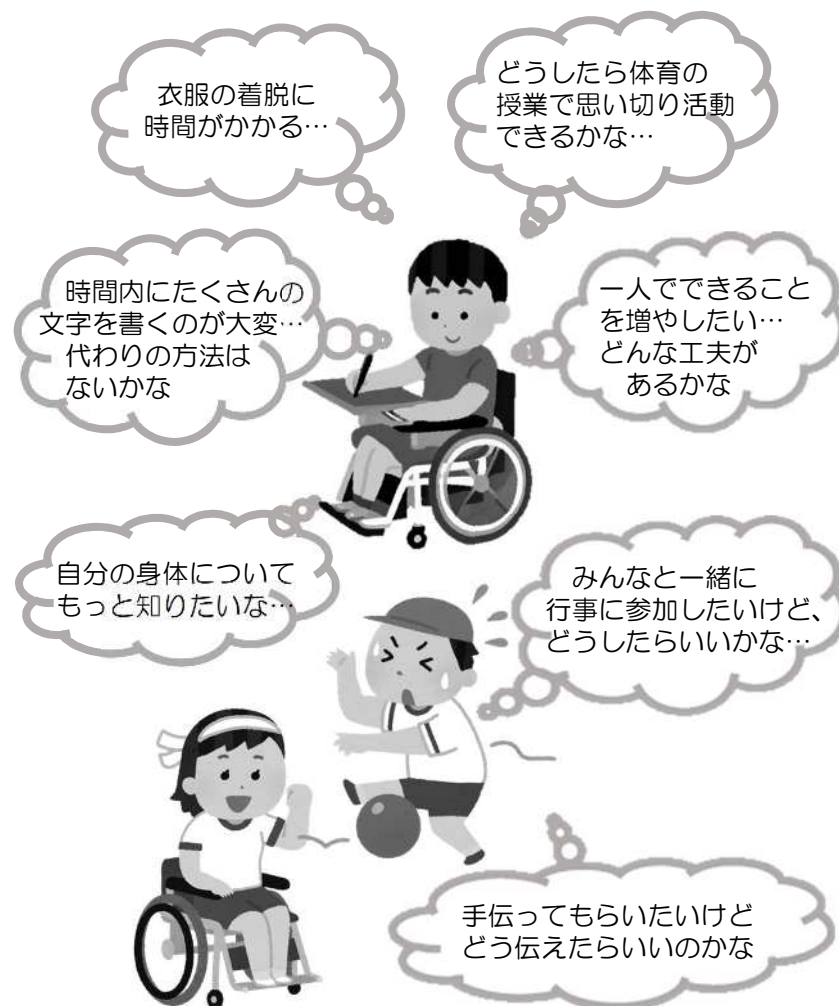
指導の方法

- 週に1～2回程度、決まった曜日、時間帯に指導を行います。（在籍学級の授業中に通級する場合は、遅刻・早退扱いにはなりません）
- 通級指導教室に通級する他に、通級担当者が在籍校に出向く「訪問による指導」を行っております。通級指導教室に通級して指導を受ける場合には、保護者の方の付き添いが必要です。
- お子さんの課題に応じた個別学習が中心です。指導内容によっては、グループ学習を活用することもあります。
- 保護者、在籍校、関係機関などと連携し協働しながら、子どもの健やかな成長を支援していきます。保護者との面談、在籍校訪問、ケース会議等を行います。
- 在籍校における主訴の軽減、改善状況を確認しながら、終了につなげていきます。終了後も必要に応じて、フォローアップを行います。

このようなお子さんのための教室です

肢体不自由とは、病気やけがにより身体の動き等が損なわれ、補装具を使用しても、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態です。

そのために、このような困り感をもっている子ども達があります。例えば、



指導内容は

通級指導教室で行う指導内容は、主に特別支援学校の学習指導要領における「自立活動」を参考にして個に応じた内容を定めて指導を行います。

特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行いますが、学習の遅れを取り戻したり、予習・復習など学習の補充をしたりする場ではありません。

- 身体の動きに関する学習を行います。
- 代替手段の検討や、補助具の活用法を身に付ける指導を行います。
- 授業や行事への参加の仕方を検討します。
- 自分自身の障害の状態を理解し、それを改善・克服する意欲を高める指導を行います。
- 必要な支援を自ら求める力を育みます。

* 通級指導教室での指導をご検討される際には、在籍校にご相談ください。

まずは在籍校で、
個に応じた支援について
話し合いましょう！

